



Title	自己陶冶と公的討論 : J.S. ミルの市民社会論の射程
Author(s)	檜本, 直樹
Citation	大阪大学, 2010, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/57901
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

【10】

氏 名	かし ちと なお き 檜 本 直 樹
博士の専攻分野の名称	博 士（文 学）
学 位 記 番 号	第 2 3 4 6 4 号
学 位 授 与 年 月 日	平 成 22 年 3 月 23 日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第4条第1項該当 文学研究科文化形態論専攻
学 位 論 文 名	自己陶冶と公的討論－J.S.ミルの市民社会論の射程－
論 文 審 査 委 員	（主査） 教 授 中岡 成文 （副査） 教 授 浜渦 辰二 准教授 本間 直樹

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、「はじめに」、「おわりに」を除いて全6章および補論から構成され、分量的には目次や文献一覧表等を含めてA4版95ページ、400字詰め原稿用紙に換算して約385枚に及ぶ。

「はじめに」では、申請者の問題関心が明らかにされる。すなわち、一方においてJ.S.ミルの社会論を自由放任で個人主義的と捉え、この線上でいわゆる「危害原理」を理解する立場に対して留保をおき、もう一方でそのような個人主義ないし自由主義システムが現

代の環境問題の根にもある以上、ミルの理想とする市民社会は「共有地の悲劇」を生み出す経済的合理人の理念とどのようにかわるものなのかという疑問を呈するのである。

第1章「ミルの『危害原理』とその射程」においては、現代社会に大きな影響を与えている危害原理の思想について検討し、ミルが個人の領域と社会の領域を明確に区別し、たしかに前者においては個人の自由が無条件に保護されるべきだと主張する反面、当時のイギリス社会に「順応主義の高まりと受動的な性格の蔓延」が目立つことを危惧し、こういった傾向の支配する世論が専制を振るい、人間の成長（「自己陶冶」）を妨げることを警戒していたと指摘される。

第2章「J.S.ミルにおける市民の陶冶と公的参加」は、主に政治参加の文脈で市民 citizen を論じている『代議制統治論』を中心に分析を進め、ミルによれば市民は社会的義務を負う反面、その義務について自分の意見を表明する自由をもつこと、「私人としての市民」すなわち下層中産階級の公共的職務への参加により、公共への同一化と道徳的・政治的成長が可能になる（「公共精神の学校」）とされることに焦点を当てている。

第3章「市民の参加をめぐる問題」は第2章に引き続き市民参加を、ただしより「参加」概念を中心に討究する。民主主義すなわち民衆による支配が不寛容を生む点で、ミルは市民参加に対して「かなり否定的な態度を示している」反面、「普通の人のびとによって」つくられる政治機構による「統制のよくとれた民主主義」に期待をかけている。そのためにも、自らの意見を公的な吟味にさらす自由な討論が必要で、その討論は公的精神を陶冶する教育効果をもつとされる。

第4章「ミルの功利主義」は、ベンサムの間観を修正しつつミルが想定する行為者 agent がどのような存在であるのかを吟味し、「性格」が行為の原因とされることを確認したあと、行為者における「卓越性」の概念を検討する。卓越性は知性に基かないので、一般的な教育によってではなく自己教育によってのみ獲得できると考えられる。また、ミルは「消極的自由」観に立ちつつも、意志の自発性としての道徳的自由を視野に入れる。これは大衆にとって要求が高すぎるのではないかという疑問に対しては、性格形成欲求としての意志に基づき大衆はこの要求に応えうると主張して議論がしめくくられる。

第5章「ミルの自由主義と功利主義」および第6章「ミルの市民社会」では、「いわゆる自由主義が前提とする自律した個人、個人の領域に閉じこもり、孤立する人間観より、ミルの人間観は実践的であり、より具体的」であるという趣旨で議論が展開されている。公的討論の必要性については、①認識論的説明（他の意見との衝突を経なければ確実性をもたえない）と、②道徳的説明（そうして得られた真理は人間の精神的な幸福につながる）とが与えられる。ミルの可謬主義的な人間観が「他者を受入れ自己が変わるような市民社会」に親和的であると主張される。

論文審査の結果の要旨

本論文は、ベンサムが推進した量的で、その意味では平板になりやすい功利主義の思想に質的次元を持ち込んだJ.S.ミルの哲学の、そのぶん複雑で解釈の困難な一面に果敢に取り組み、従来も比較的顧みられることの多かった「自己陶冶」の概念を経由して、「公的討論」という、ミル研究ではまだかなり新しい地平に到達し、先行研究とも十分な折り合いをつけつつ、そこで注目すべき綿密な議論を展開し得ている。

ミルが、人口に膾炙した「危害原理」を掲げて消極的自由を擁護する傍ら、民衆の世論

による専制を強く警戒しつつも、自己陶冶が公共的精神をはぐくみ、公的参加（主として政治参加）を通して市民が「変わる」という見通しに大きな期待をかけていたことを確認した点は、ミル研究に重要な一石を投じたものと評価できると同時に、現代社会における市民参加（科学技術コミュニケーション、裁判員制度等）の趣勢を歴史的パースペクティブから理解し、批判的に伸張させる小さからぬきっかけとなれると思われる。また、「ともに考え、議論すること——〈哲学カフェ〉の実践から考える」と題された補論において、申請者が、自らの属する臨床哲学研究室を含めて広まりつつある研究・実践活動である哲学カフェについて、自らの参加経験を紹介・分析し、哲学カフェ参加者が主体的に「問い」を立て、反省や吟味を行うことで、「行為の変容」が生じうると論じていることは、ミルの公的参加論に対する現代的対応物として、理論的のみならず、哲学実践的な角度からミル研究と現代の社会理論に厚みを加えうるのであろう。

他方では、いくつかの議論が十分に練り上げられていない憾みも残る。とりわけ第3章で、自己陶冶の要求は個人の領域に踏み込むことで危害原理に抵触するという重要な批判、およびエリート主義というミルにしばしば向けられる批判を申請者は吟味し、自己陶冶の義務は個人の裁量に任されるので危害原理には抵触しないといった批判を斥けた上で、自己陶冶がミルの期待する方向に発展するか否かについて一定の留保を示しているが、このように制度的・統制的次元をたんに棚上げしたまま、あるいはエリート主義への批判に「権威主義的ニュアンス」の承認で応えるだけでは、ミルの公的参加論を真に現代的意義のあるものに仕上げることは望めない。哲学カフェがミルのいう公的討論たりうるのかという問題も、今後詳細な議論を必要とする。

けれどもこれらの点は申請者自身が切り開いた地平の上で今後さらに探究され、補正・補完されうる性質のものであり、本論文の価値を基本的に損ねるものではない。よって本論文を博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。